

奈良県告示第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和都市計画ごみ焼却場及びその他の処理施設の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾